

第8章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

第1節 環境アセスメントの推進

1 環境影響評価

現状・課題

環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

平成11年（1999年）6月に環境影響評価法が施行され、平成13年（2001年）4月には、熊本県環境影響評価条例を施行しました。この条例は、法よりも対象事業の種類を増やし、地下水保全及び干潟・藻場等の保全の観点からより小規模な事業も対象としています。

また、手続き面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、知事意見を述べるに当たっては、専門家で構成する環境影響評価審査会に意見を聴くことにより専門性を確保しています。

さらに、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階において、評価、審査する配慮書手続き等を平成26年（2014年）12月に導入しました（平成28年（2016年）4月施行）。

なお、法や条例に該当しない比較的小規模な県公共事業を対象として、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度（1998年度）から施行するとともに、より小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度（2003年度）に策定し、環境配慮のための率直的な取組みを行っています。

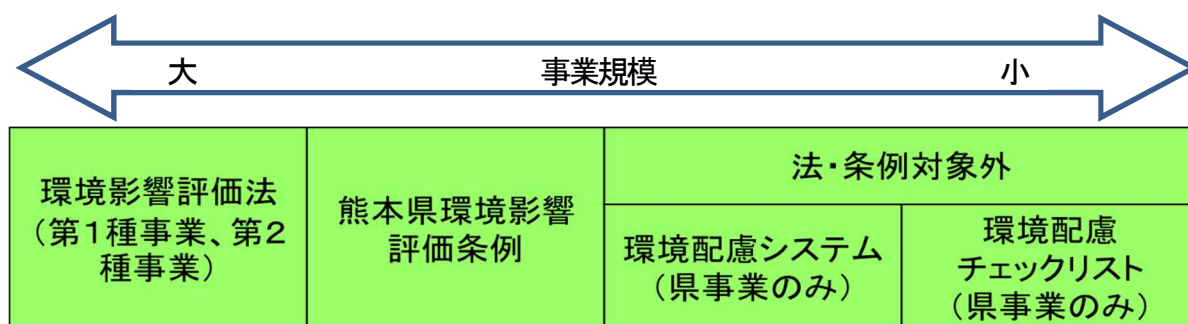


図8-1-1 熊本県における環境影響評価制度

熊本県では、水道水源の約8割を地下水に依存するなど、地下水が重要な資源となっています。そのため、熊本県地下水保全条例に基づく指定地域（以下「地下水保全地域」という。）における土地区画整理事業などの面開発事業について、地下水の涵養域の保全の観点から、その他の地域より厳しい規模要件を定めています。具体的には、全県的には面積50ヘクタール以上の事業を環境アセスメントの対象とし、地下水保全地域では面積25ヘクタール以上の事業を対象としています。

また、令和5年度（2023年度）において、地下水涵養指針の見直しに加えて、事業者等の自主的な地下涵養の取組みを促進し、更なる地下水涵養につなげるために、採取量や開発により減

少する涵養量を超えて涵養を行う事業者等については、その他の地域と同じ規模要件(面積50ヘクタール以上)を適用する、熊本県環境影響評価条例施行規則の改正を行いました(令和5年(2023年)10月施行)。

取組み

- 過去3年間(令和3年度～令和5年度(2021年度～2023年度))に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表8-1-2のとおりです。

表8-1-2 令和3～令和5年度(2021～2023年度)環境影響評価法及び条例による審査件数^{※1}

対象事業及び規模要件			R3	R4	R5
法	風力発電所	出力10,000kW以上	7	1	2
	太陽電池発電所	出力40,000kW以上	3	0	0
	ダム	湛水面積100ha以上	0	1 ^{※2}	1 ^{※2}
条例	廃棄物最終処分場	新設すべて	0	1	0
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	0	0	2
	公有水面の埋立て	干潟等地域において面積5ha以上	1	1	1
	鉄道	長さ5km以上	0	0	1
	土地区画整理事業	地下水保全地域において面積25ha以上	0	1	1

※1 当該年度に知事意見を述べたものを1件としています。

※2 法と同等の手続きを実施しています。

- 環境影響評価法や熊本県環境影響評価条例の適切な運用を推進し、開発事業における環境配慮を進めます。条例に定める手続きについては、手続きが円滑に行われるよう、パンフレットやホームページ等で事業者や県民に向けて情報提供を実施します。

第2節 土地利用

1 計画的な土地利用の推進

現状・課題

令和4年（2022年）の県土面積は7,409.18㎢で森林が4,590.07㎢(62%)と最も多く、次いで「農地」が1,058.61㎢(14%)となっており、「農地」は減少傾向にあります。

また、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた「宅地」382.37㎢(5%)は、前年度から引き続き増加しています。

県土は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境づくりに配慮しつつ、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

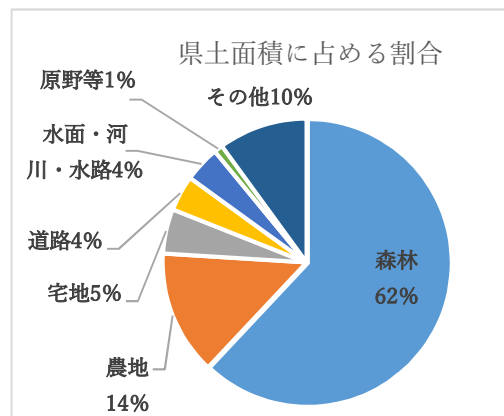


図8-2-1
令和5年度(2023年度)
「土地利用現況把握調査」
(令和4年(2022年)10月1日現在)

取組み

- ・ 本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置による計画的な土地利用を推進しています。

【計画の策定】

令和3年（2021年）3月に、県土利用の方向性を定める「熊本県国土利用計画」と、各個別規制法（都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等）の調整の方向性を示す「熊本県土地利用基本計画」を統合し、「熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）」を策定しました。この計画では、「適切な県土管理を実現する」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する」、「地下水の保全に配慮する」、「安全・安心を実現する」の4つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すこととしています。

また、市町村が、県計画と同様の趣旨で各市町村のエリアに関する国土利用計画（市町村計画）を定める場合は、その策定に関して支援を行っています。

【規制】

本県の土地取引に関しては事後届出制度が適用されています。この制度は、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的とし、一定面積以上の土地取引が行われた場合に利用目的等の届出を受け、土地利用基本計画等に適合しているかどうかの審査を行うものです。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し、土地が取引された段階で、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

2 盛土等に伴う災害の防止

現状・課題

令和3年(2021年)7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)」が令和4年(2022年)5月公布(令和5年(2023年)5月施行)されました。

盛土規制法では、都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象にすること等が新たに定められています。

盛土等に伴う災害を防止し県民の安全を確保するため、規制区域の範囲を設定する基礎調査の実施、調査結果に基づく規制区域の指定、盛土規制法を適切に運用していくための執行体制の整備等を早急に進める必要があります。

【新たな法律の概要】

- ① 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域に指定されます。
- ② 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。
- ③ 規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

取組み

本県では、都市計画法や農地法、森林法など、土地利用規制を所管する庁内関係課によるプロジェクトチームを設置し、令和7年度(2025年度)からの運用開始に向け、盛土規制法への具体的な対応を検討しており、令和6年度(2024年度)内に規制区域を指定し、関係者への周知を進めています。

運用開始までのスケジュール



静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生(令和3年7月)

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等



《規制区域のイメージ》

出展: 盛土規制法パンフレット(国土交通省)を一部加工

第3節 環境情報・研究のネットワーク化

現状・課題

環境に関する研究及び技術開発に係る情報交換、共同研究について、国、他県、大学及び民間の研究機関等との一層の連携を推進する必要があります。

取組み

- 各分野における研究機関等において、以下のような取組みを行っています。

【熊本県保健環境科学研究所】

県内の大気や水環境に関する様々な調査研究等を進めています。大気については、有害大気汚染物質等のモニタリングや微小粒子状物質（PM2.5）の成分調査を行っています。また、統計手法等を用いた大気汚染物質の空間濃度分布の予測や発生源等に関する調査研究にも取り組んでいます。

水質については、公共用水域及び工場/事業場排水、地下水等の水質調査を実施しています。特に地下水については、硝酸性窒素をはじめとする地下水汚染の実態や原因の解析に取り組んでいます。

更に、国立環境研究所等との共同研究や全国の地方環境研究所間の情報交換をはじめ、新規化学物質等の分析技術や様々な調査手法の習得など新たな課題等への対応にも努めています。



保健環境科学研究所

【熊本県農業研究センター】

地球温暖化に対応した栽培技術の開発を進めるとともに、環境への負荷が少ない栽培・生産技術や、農業由来の温室効果ガス排出を抑制する技術等、環境負荷軽減と高い生産性を両立させながら、環境にやさしい農業（くまもとグリーン農業）の推進を加速する技術の開発に取り組んでいます。



水田で発生するメタンガスを調査している様子

【令和5年度（2023年度）実績】

- 環境にやさしい農業を推進する技術の開発 1件

【熊本県水産研究センター】

水温、塩分、溶存酸素量、栄養塩濃度などの漁場環境や赤潮などの発生状況を把握するため、有明海や八代海などにおける調査を実施しています。また、調査によって得られたデータは、漁業者や漁業関係団体等に情報提供しており、有害赤潮発生時の早期出荷や餌止めなどの判断に活用されています。



海域の環境調査

【熊本県林業研究・研修センター】

森林を健全に維持管理し、水土保持機能等を持続的に発揮させるため、林地保全及び林業経営における喫緊の課題となっているシカ被害の軽減対策のうち、より効果的な捕獲技術の検証として以下の調査を行いました。

【令和5年度（2023年度）実績】

- ・捕獲猟具の性能検証
- ・捕獲されたシカの個体調査（体重別の個体サイズ等の把握）



林業研究・研修センター

【熊本県産業技術センター】

県内中小企業のIoT関連機器導入による高度情報化社会への対応と人手不足解消等を目的として、中核技術者向けの技術研修を実施しています。

また、DX導入に積極的な企業へ技術的な支援をすることによりモデル企業の創出や成果の紹介と他社への水平展開に取り組むことで、広く県内企業へのDXの導入及び定着を図ります。

【令和5年度（2023年度）実績】

- ・技術研修開催件数 41件（484名）
- ・DX導入モデル企業支援件数 13件



技術研修の様子

第4節 国際協力の推進

現状・課題

熊本独自の国際貢献に寄与するため、環境問題の解決に向けた協力や外国からの人材受け入れ及び人材育成を一層推進する必要があります。

世界から水俣病のような水銀被害をなくすため、引き続き国外における水銀対策の進展を支援する必要があります。

取組み

- ・ 熊本県環境センターでは、外国人研修生への講義を行っております。外国人研修生の訪問の主な団体は、JICA（独立行政法人国際協力機構）、忠清南道関係者視察等です。

表8-4-1 平成5～令和5年度(1993～2023年度) 熊本県環境センターを訪問した外国人来館者の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
—	191人	99人	152人	69人	82人	102人	202人	175人
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
180人	251人	246人	278人	202人	235人	378人	162人	188人
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
104人	112人	1,210人	91人	100人	299人	488人	520人	155人
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	※ 平成5年度(1993年度)は統計データなし。				
0人	0人	21人	150人					

- ・ 平成26年度（2014年度）から、国外における水銀対策の進展を支援することを目的に、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院※において、水銀汚染対策や水銀含有廃棄物の適正処理などの分野で留学生を受け入れ、母国や国際機関等で広く活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

※連携大学院とは

平成25年度（2013年度）6月に県立大学と国立水俣病総合研究センターが連携協力に関する協定を締結。国立水俣病研究センターの研究者に県立大学の教員の身分を付与し、県立大学の大学院生が研究者の指導の下、水銀研究を行うもの。

表8-4-2 水銀研究留学生の支援実績（入学年度毎の留学生数）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2	2	1	1
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2	2	2	2
令和4年度	令和5年度		
2	2		